

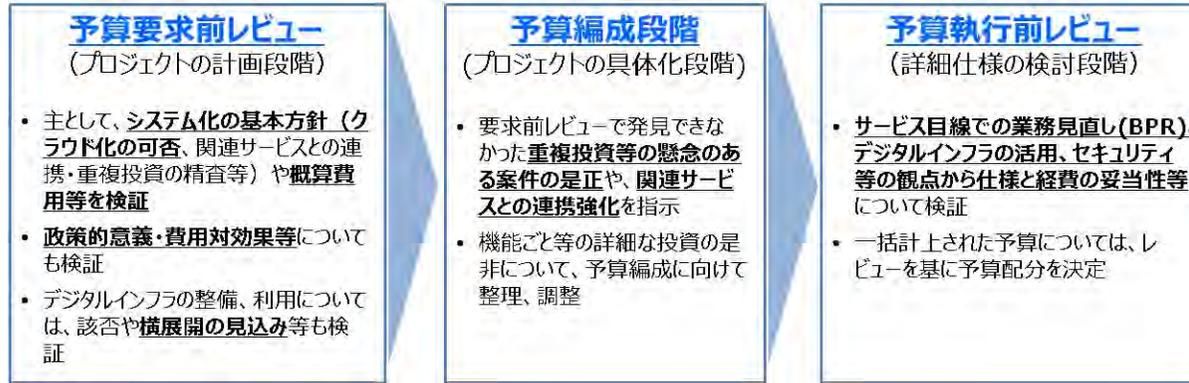
デジタル・ガバメント実行計画の改定に向けた対応状況

令和元年10月11日
内閣官房IT総合戦略室

年間を通じた一元的なプロジェクト管理に向けた取組状況

取組の方向性

- ✓ 政府CIOの指揮の下、内閣官房IT室が財務省主計局及び総務省行政管理局と連携しつつ、**政府情報システム予算（一般会計＋特別会計）約7000億円を対象に、予算要求前から予算査定段階、予算執行段階まで、年間を通じた一元的なプロジェクト管理を令和元年度（2019年度）から一部開始し、順次拡大。**
- ✓ 事業規模や政策的重要性等の観点から重点的なプロジェクト管理を行う必要があると認められるものは、**政府重点プロジェクト**と位置づけ、**システム担当府省、財務省等も参加するプロジェクトチームを内閣官房IT室に編成。**



※年間を通じた一元的なプロジェクト管理のイメージ

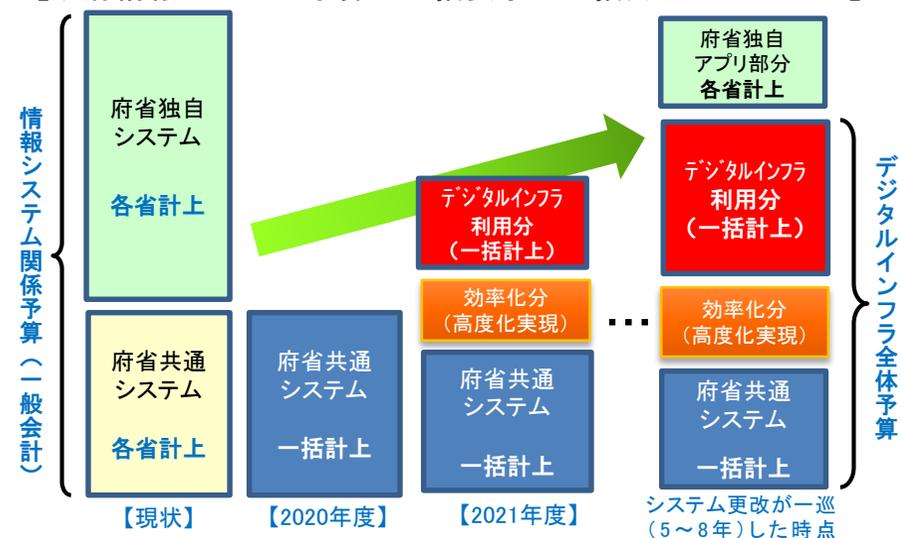
取組状況

- 政府における**クラウドサービスの利用促進**を図るという政策的重要性に鑑み、**政府重点プロジェクトの第一弾として、「政府共通プラットフォーム」（主管：総務省）を指定し、年間を通じた一元的なプロジェクト管理を開始。今後も随時、プロジェクトを指定予定。**
- 具体的には、プロジェクトチームにおいて、以下の事項を実施。
 - ・ **各府省におけるクラウドサービスの利用の集約など、政府共通プラットフォームの活用**の推進。
 - ・ **クラウドサービスの利点を最大限発揮**できるよう、**政府横断的に、制度、手続、慣習等を整理、調整及び企画立案。**

取組の方向性

- ✓ 現行の府省共通システムを中心に、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等を「デジタルインフラ」と位置づけ、**デジタルインフラの整備・運用に係る予算は、原則として、内閣官房の下で一括要求・一括計上。**
- ✓ 一括計上の検討対象は、**政府情報システム予算のうち、一般会計約4000億円**であり、**令和2年度（2020年度）予算から一部開始し、順次拡大。**
- ✓ 内閣官房IT総合戦略室が横断的見地から執行に関与し、クラウドを始めとするデジタルインフラの更なる活用、デザインやデータの標準化など、統一感あるデジタル化を実現。

【政府情報システム予算の一括要求・一括計上のイメージ】



取組状況

- **令和2年度予算の概算要求**においては、一括要求・一括計上の開始年として、デジタルインフラに係る予算のうち、内閣官房IT室を司令塔とした一元的な管理に特に馴染む、**複数の府省で共用する情報システムの整備・運用に必要な予算約700億円を内閣官房IT総合戦略室にて一括して要求。**

【一括要求の主な対象システム】※対象システム一覧については、[別紙参照](#)

- ・ 政府共通プラットフォーム
- ・ マイナポータル（情報提供等記録開示システム及びサービス検索・電子申請機能等システム）
- ・ 官庁会計システム
- ・ 人事・給与関係業務情報システム
- ・ 政府共通ネットワーク

- 政府情報システムの効率化、高度化等を図る観点から、引き続き、デジタルインフラの機能等の拡充を図るとともに、一括要求・一括計上の範囲も順次拡大。

(内閣官房)

国家公務員身分証 共通発行管理システム
GSOCシステム

(人事院)

人事・給与関係業務情報システム

(総務省)

統計調査等業務に係る各府省共同利用型システム
政府共通プラットフォーム
一元的な文書管理システム
共通情報検索システム
政府認証基盤
データカタログ
政府情報システム管理データベース
オンライン研修システム
電子政府の総合窓口システム
電子政府利用支援センター
調達総合情報システム
電子調達システム
調達ポータル
情報提供ネットワークシステム
政府共通ネットワーク、電子掲示板システム及び電子文書交換システム

(内閣府)

総合防災情報システム
マイナポータル(情報提供等記録開示システム及びサービス検索・電子申請機能等システム)

(財務省)

国有財産総合情報管理システム
官庁会計システム
歳入金電子納付システム
会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム
予算編成支援システム

(文部科学省)

府省共通研究開発管理システム

(厚生労働省)

食品衛生申請等システム

(経済産業省)

旅費等内部管理業務共通システム
補助金申請システム
法人共通認証基盤

(国土交通省)

電子契約システム(工事・業務)

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

○行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法。平成14年法律第151号）

（情報システム整備計画）

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報システムの整備に関する基本的な方針

三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

- イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲
- ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

- イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類
- ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

- イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）
- ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七 その他情報システムの整備に関する事項

3～5 （略）

（国の行政機関等による情報システムの整備等）

第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。

2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

新デジタル・ガバメント実行計画(仮称)の策定

参考「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)より抜粋

III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革

(1) デジタル手続法に基づく情報システム整備計画の作成等

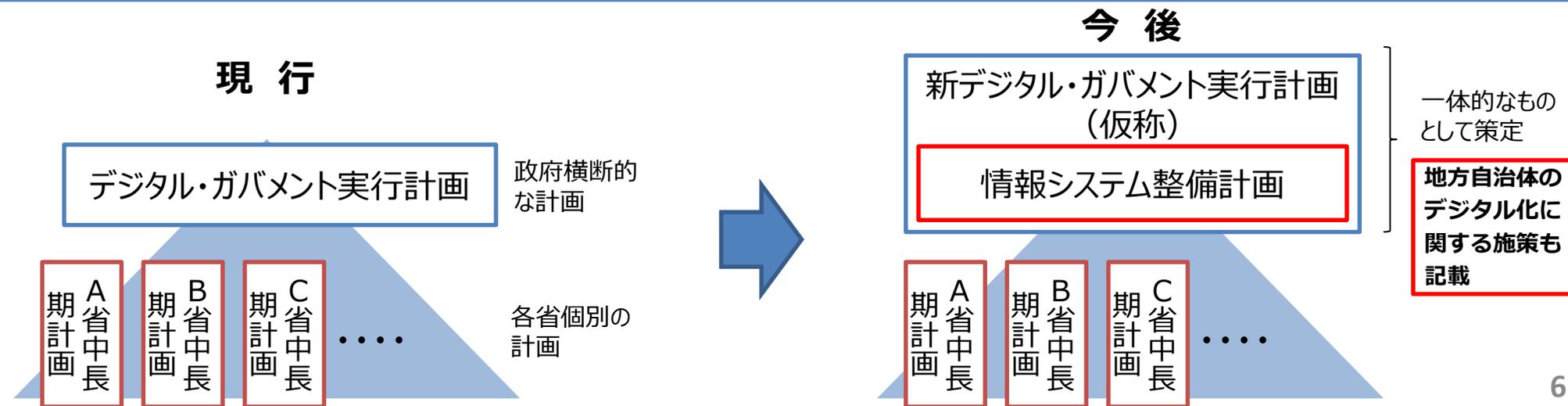
「行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するため、デジタル手続法の政省令及び **同法に基づく情報システム整備計画を、年内を目途に作成する。**」

① 情報システム整備計画は**現行のデジタル・ガバメント実行計画と一体的なもの(新デジタル・ガバメント実行計画(仮称))**として年内に閣議決定

- i. 情報システム整備計画の記載対象は「情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム」(デジタル行政推進法第4条第1項)とされているため、**国の行政機関等が整備し、かつ手続等に関する情報システムが情報システム整備計画の対象となる。**
- ii. 新デジタル・ガバメント実行計画(仮称)には、これまでのデジタル・ガバメント実行計画と同様に、行政内部のデジタル化やITガバナンスの強化、地方公共団体のデジタル化、民間手続のオンライン化といった内容も記載される。

② 「新デジタル・ガバメント実行計画(仮称) + 各府省中長期計画」というスキームは維持することを想定

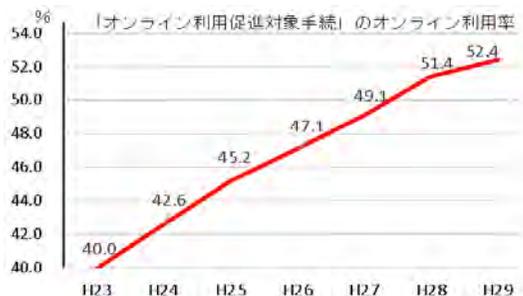
- i. 新デジタル・ガバメント実行計画(仮称)を年内に策定後、各府省中長期計画についても必要な改定を実施



「地方自治体のデジタル化」に向けた主な課題

A. 手続きのオンライン化

- 紙ベースでの申請が主流
- ・260団体で電子申請システムの導入なし
- ・オンライン化率: 52.4%(H29)



B. 基幹業務システムの共同化

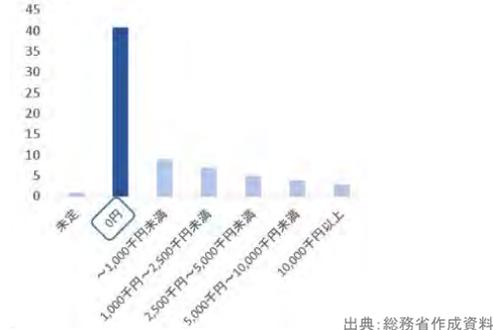
- 自治体ごとに基幹業務システムを所有
- ・自治体クラウド: 407団体(H30)



C. AI等の活用

- 本格導入は費用面で課題
- ・実証実験は無料が多いが、本格導入は費用面で進まない恐れ

〈市区町村(指定都市除く)AI導入費用〉



(1) 主な課題

(2) 解決策の方向性

- ① マイナポータルを含めた汎用電子申請システムの整備
→ 共同利用を推進
- ② 手続きオンライン化の支援
→ 自治体も関係する事務手続のオンライン化に係るシステムについて、国が一体的に整備すること等を情報システム整備計画において記載

- ③ 自治体クラウドの推進
→ 政府CIOによる首長の訪問や総務省がガイドラインを作成
↓
・各自治体が基幹業務システムをカスタマイズしていることが、自治体クラウド推進の障害に。
↓
・ **基幹業務及びシステムの標準化が課題**
※総務省自治行政局が、住民基本台帳事務から標準化の検討開始(本年度)

- ④ AI等の共同利用
→ 共同利用前提で開発するAIを活用したシステム等を、開発者が全国の自治体に提案する場(自治体ピッチ~Pitch to Local Governments~)を提供

地方公共団体の官民データ活用推進計画について

策定の根拠

- ・都道府県は国の官民データ活用推進基本計画に即して**策定義務**(官民データ活用推進基本法第9条第1項)
- ・市町村は国の官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、**策定努力義務**(官民データ活用推進基本法第9条第3項)

計画に記載すべき内容

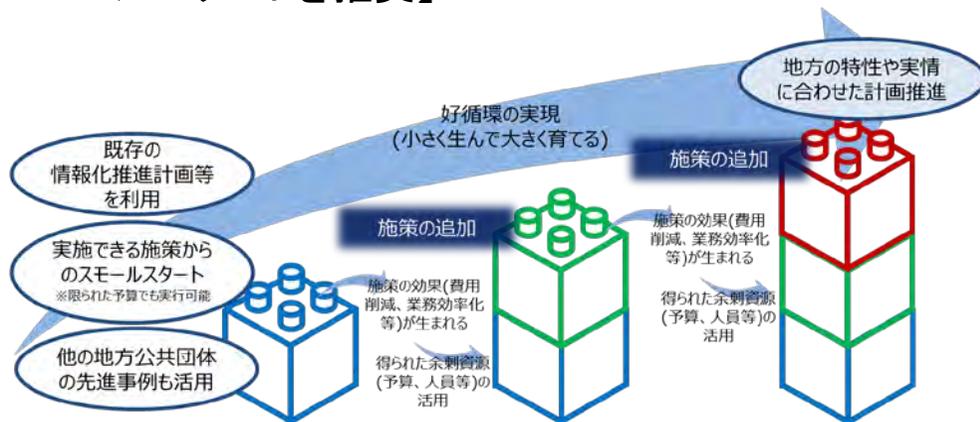
- ・各地方公共団体の区域における官民データ活用の推進に関する施策を記載
- ・具体的には、デジタルガバメント、オープンガバメントなど「5つの柱」×「8つの重点分野」のマトリックスの中から、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む施策を検討し、実行までの計画を記載。ただし、地方公共団体の実情に応じたスモールスタートを推奨。

※「官民データ」とは電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの



- ①電子行政
- ②健康・医療・介護
- ③観光
- ④金融
- ⑤農林水産
- ⑥ものづくり
- ⑦インフラ・防災・減災
- ⑧移動

【スモールスタートを推奨】



策定状況と策定支援

- ・法施行(2016.12)、国計画策定(2017.5)以降、全96団体(22都道府県、74市町村)が策定(2019年4月1日時点)
- ・2020年度までにすべての都道府県で計画策定完了予定
- ・地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定促進のため、官民データ活用推進計画策定の手引及び施策事例集の提供

○一元的なプロジェクト管理関係 p53,54

② 効率的・効果的な予算執行の推進

デジタル・ガバメントの効果的な推進のため、政府情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、情報システム間の互換性、高度なセキュリティ対応等の確保を、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現する観点から、**政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化を実施**する。内閣官房の下、サービス視点の業務改革（BPR）を意識した年間を通じたプロジェクト管理を2019年度から一部開始し、順次拡大を図るとともに、クラウドサービス等を活用し、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の構築・利用を進めるため、2020年度からデジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。

政府情報システムの調達において、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、2020年度から試行的に開始する。

これらの取組を通じ、運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を2025年度までに2020年度比で3割削減することを目指す。（略）

○デジタル手続法関係 p52,53

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

・デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について**添付書類の提出を一括して撤廃**するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

・IT活用による行政の利便性向上や簡素化・効率化に向けて、情報セキュリティの確保を大前提に、**業務の見直し（添付書類の撤廃等を含む）とデジタル3原則に則った行政手続等におけるオンライン化の徹底**により、行政サービスの100%デジタル化を目指す。（略）

・行政が保有している行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について法制上の措置を講ずる（略）

○地方自治体のデジタル化の推進 p,53

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。関係府省庁は、地方自治体と連携して横展開可能なAIを開発し、全国に広げていく。ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で**情報システムやデータの標準化を推進**する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。

政府情報システムの予算要求から執行の各段階
における一元的なプロジェクト管理の強化について
【概要】

政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化

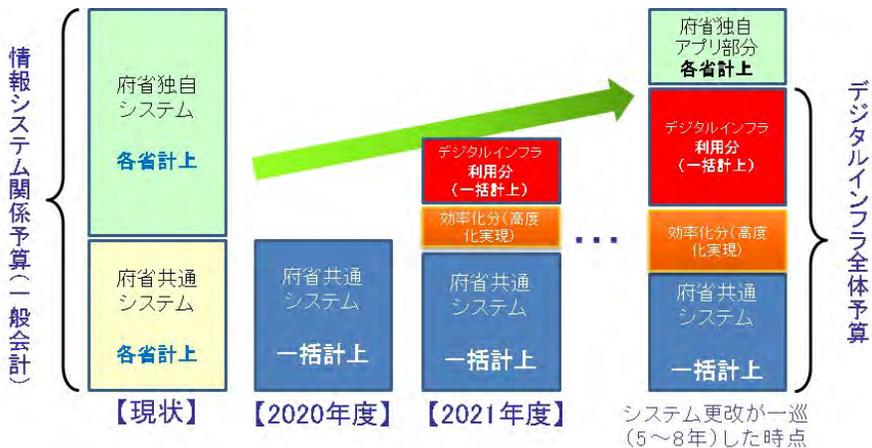
- ✓ 行政のデジタル化の目的は、単に紙をデジタルに置き換えることではなく、業務改革(BPR)を進めつつ、デジタル技術を前提とした政策手法の改革や行政サービスの質の向上を図ることにある。
- ✓ そのためには、政府情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、情報システム間の互換性、スムーズな情報連携、高度なセキュリティ対応などの確保を、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現していくことが必要。
- ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方(グランドデザイン)に基づく横断的かつ業務改革(BPR)を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現する観点から、政府情報システムの統一的な管理のための取組を抜本的に強化。

情報システム関係予算の一括計上

- ・現行の府省共通システムを中心に、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等を「デジタルインフラ」と位置づけ、**デジタルインフラの整備・運用に係る予算は、原則として、内閣官房の下に一括計上**。令和2年度(2020年度)予算から順次開始。
- ・内閣官房IT総合戦略室が横断的見地から執行に関与し、**クラウドを始めとするデジタルインフラの活用**、デザインやデータの標準化、セキュリティ・バイ・デザインなど、統一感あるデジタル化を実現。

一元的なプロジェクト管理への移行

- ・政府CIOの指揮の下、**IT室が財政当局及び総務省行政管理局と連携**しつつ、予算要求前から予算査定段階、予算執行段階まで、**年間を通した一元的なプロジェクト管理**を令和元年度(2019年度)から一部実施し、順次拡大。
- ・経費の妥当性のみならず、デジタルインフラの整備・利用、デザイン・データの標準化、セキュリティレベルの共通化等に寄与。



技術的対話を取り入れた調達・契約方法

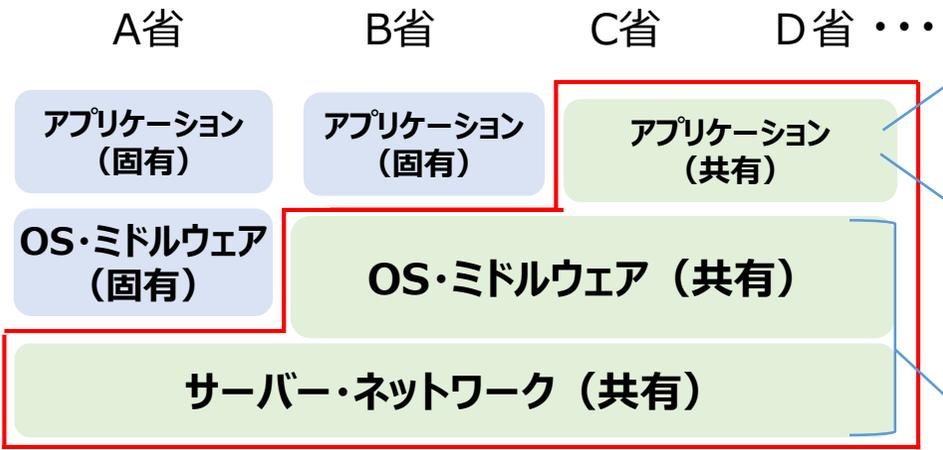
- ・機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について**技術的対話を可能とする調達・契約方法**を、令和2年度(2020年度)から試行的に開始。

政府情報システムの予算要求から執行の各段階
における一元的なプロジェクト管理の強化について
(参考)

○ デジタルインフラについての基本的な考え方

- デジタルインフラとは、「**政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等**」
- 現行の府省共通システムを中心にデジタルインフラと位置づけ、一括して整備。府省独自システムは、原則としてこれを利用していく

<デジタルインフラの範囲のイメージ（赤枠部分）>



- 府省共通に行う業務や、複数の府省で共同・連携して行う業務に係る政府情報システム (例) 人事給与、旅費等の内部管理業務 など
- 府省横断的に利用・参照される社会の基本データに係る政府情報システムや機能 (例) 法人に係る基本情報 など
- ITサービスの稼働環境に係る機能で共通化に馴染むもの (共通化に馴染むか否かは技術進歩に応じて見直し) (例) サーバー、ネットワーク、OS・ミドルウェア、セキュリティ・認証 など

- ※ デジタルインフラ整備のイメージ
- 情報システム (クラウドサービスを含む) を一括して整備し、複数省庁で利用
 - 共通仕様やデータ構造・分類体系の標準を策定し、当該仕様等を用いて整備・運用

○ 年間を通じた一元的なプロジェクト管理の実施の方向性

- 予算編成プロセスと従来のプロジェクト管理の関係においては、予算の把握時期が概算要求後であり、重複投資等があっても実質的な調整が困難（**予算要求時では遅すぎる**）な一方で、予算要求段階では仕様の詳細が固まっておらず、経費の厳密な見積もりが困難な場合がある（**予算要求時では早すぎる**）
- このため、政府CIOの指揮の下、予算要求前から予算編成段階、予算執行段階まで、**年間を通じた一元的なプロジェクト管理**を実施。経費の妥当性のみならず、デジタルインフラの整備・利用、デザイン・データの標準化、セキュリティレベル共通化等を推進
- 加えて、政府情報システム全般について、デジタルインフラの利用可能性を聖域なく検討するため、情報システム関係予算の包括的な実態調査を実施し、全体像をより正確に把握

<年間を通じた一元的なプロジェクト管理の実施イメージ>

予算要求前レビュー

(プロジェクトの計画段階)

- 主として、システム化の基本方針（クラウド化の可否、関連サービスとの連携・重複投資の精査等）や概算費用等を検証
- 政策的意義・費用対効果等についても検証
- デジタルインフラの整備、利用については、該否や横展開の見込み等も検証

予算編成段階

(プロジェクトの具体化段階)

- 要求前レビューで発見できなかった重複投資等の懸念のある案件の是正や、関連サービスとの連携強化を指示
- 機能ごと等の詳細な投資の是非について、予算編成に向けて整理、調整

予算執行前レビュー

(詳細仕様の検討段階)

- サービス目線での業務見直し(BPR)、デジタルインフラの活用、セキュリティ等の観点から仕様と経費の妥当性等について検証
- 一括計上された予算については、レビューを基に予算配分を決定

○ 達成目標のイメージ

- これまで継続的に実施してきた運用等経費の削減の取組に加えて、クラウドサービスの利用、重複機能の共通化、保守性の高いシステムへの刷新等により、2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及びシステム改修に係る経費を、**2025年度までに3割削減することを目指す**
- 制度改正や業務改革に伴い発生する改修は必然的なものであるが、このように**必要となる改修を、従来と比べて低廉に実現**していくため、システムの刷新等を進める
- 一方、新規システムの構築やシステムの刷新自体に必要な経費については、事務作業の効率化や運用等経費の削減見込みといった効果を正確に把握し、**投資対効果が十分に見込まれる投資に注力する**

